



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F (TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療法人の解散について

医療法人の運営を長年続けた結果、理事長が高齢になったが後継者が思うように見つからない、経営不振のため債務超過に陥ったなどの理由で事業継続が困難になった場合、医療法人を解散することを検討する必要に迫られます。病院や診療所を廃業（廃止）するだけでは、医療法人を解散したことにはならず、一定の手続が必要です。今回は、医療法人の解散の手続についてご案内します。

医療法人の解散事由

医療法では、医療法人の解散事由は以下の7つと定められています。（医療法第55条）

①定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生

（例えば、定款で「本法人の存続期間は設立から30年間とする」などと定めている場合）

②目的たる業務の成功の不能

③社員総会の決議（社団医療法人※定款に別段の定めがなければ、総社員の4分の3以上の賛成が必要）

④他の医療法人との合併

⑤社員の欠亡（社員総会を構成する社員がいなくなる）

⑥破産手続開始の決定（医療法人が債務超過になり、裁判所へ破産手続開始を申立て、破産手続を行う場合）

⑦設立認可の取消し（医療法人が違法行為を行うなど、行政庁（都道府県知事等の監督庁）から設立認可を取り消された場合）

※②③の事由による場合は、都道府県の医療審議会に諮ったうえ、都道府県知事の認可が必要です。

※①及び⑤の事由による場合は、都道府県知事に解散の届出が必要です。



医療法人の解散手続の一般的なスケジュール

（例）大阪府で診療所を1か所運営しているが、理事長の後継者がみつからず、やむなく閉院せざるを得ない。
3月31日に社員総会で診療所の廃止と医療法人の解散を決議することにした。

1月中 監督行政庁に解散手続についての相談



3月31日 **社員総会開催**（診療所廃止決議・医療法人解散決議・清算人選任決議）

診療所廃止→診療所廃止届・エックス線装置廃止届提出（保健所）、保険医療機関廃止届提出（厚生局）、
公費負担医療指定医療機関廃止届提出

医療法人解散認可に向けた準備



7月上旬 解散認可の仮申請→監督庁で事前審査



9月下旬 **医療法人解散認可申請**



12月上旬 都道府県知事等による解散認可

認可書到達日＝解散日



認可書到達後 解散・清算人就任の登記申請、登記完了届

医療法人解散公告・債権者保護手続、
清算事務開始、確定申告



債権者保護手続・清算事務完了後、社員総会を開催

（清算結了決議）



社員総会終結後 清算結了登記申請、登記完了届、

確定申告

< 注意点 >

1. 社員総会決議による解散は、必ず医療審議会に諮る必要があります。審議会の開催日程は、都道府県で異なるため、必ずスケジュールを事前に確認下さい。
2. 行政庁によっては、理事長との面談があります。
3. 行政庁によっては、解散理由を詳細に確認するため、理事長の病気を理由とする場合は診断書の提出が求められたり、承継者を探したことの経過書を求められる場合があります。
4. 認可による解散の場合、行政庁によっては、解散認可前に診療所休止届を提出し、解散認可後に診療所廃止届を提出するよう指導される場合があります。
5. 債務超過状態で解散認可申請をする場合、解散処分案を検討する間に、債務超過が解消できる状態にする必要があります。債務超過を解消できなければ、裁判所で破産手続を行うこととなります。
6. 残余財産について、出資持分あり医療法人は、社員の払込済出資額に応じて処分が可能ですが、出資持分なし医療法人は、定款規定に従い、国・地方公共団体・他の医療法人等に寄付することとなります。

タスク司法書士法人・行政書士法人では医療法人の手続に幅広く対応しております。
ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 『信託ってどんなもの？～制度の概要と活用方法～』

